

岸和田市公平委員会事務局障害者活躍推進計画

機関名	岸和田市公平委員会事務局
任命権者	岸和田市公平委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
岸和田市公平委員会事務局における障害者雇用における課題	<p>岸和田市公平委員会事務局においては、職員のほとんどが岸和田市からの出向である。また、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、選挙管理委員会事務局や固定資産評価審査委員会とも兼任であるために、これまでに公平委員会事務局が主体となって、募集・採用活動を行っていない。</p> <p>また、疾病・事故等により配慮を要する職員が在籍した場合には、個別に対応することとし、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
① 採用に関する目標	事務局独自での採用を行っていないため、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし。 ※障害者が在籍することになった場合、定着状況を把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として公平委員会事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を公平委員会事務局に設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、大阪労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、大阪労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、1年ごとに実施している人事考課面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果をふまえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望をふまつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○障害者が在籍することになった場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等を行う。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき策定した「岸和田市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、障害者の活躍の場の拡大及び社会参加の促進を図る。